

## 仮置き条文における両論併記事項の論点

### 【会議や情報の公開】

(会議及び情報の公開)

第〇条 (すべての) 会議は、原則として公開とする。

- 2 議会は、インターネット等で会議を中継するほか、情報を積極的に公開する。
- 3 議案に対する議員の賛否結果は公開するものとする。
- 4 議会は、地域に出向いて議会報告会や意見交換会を開催するものとする。

※第1項は、本会議はインターネット中継しており、全文筆記の会議録がホームページで見られる。委員会は要点筆記の会議録がホームページで見られる。代表者会は微妙であるが、請求すれば議事録は見られる。ただ、公開の仕方が足りないのであれば次の議論になる。「会議は、原則として公開する」という現状を盛り込むことでよいとの意見と、「すべての」を入れて、代表者会も内容をインターネット中継などで聞くことができるようにしなければならないとの意見などがあり、入れる入れないの両論併記となっている。

## 【行政政策等の形成過程の説明、行政評価】

(市長による政策の形成過程の説明)

第〇条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を

〔 求めるものとする。  
求めることができる。〕

- (1) 政策等の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

※内容によって説明する事項が異なることもあるので、「求めることができる」にしたほうが柔軟に対応できるとの意見があり、両論併記となっている。

## 【議会と改革の監視機能】

(議会改革検討協議会)

第〇条 議会は、議会活動の不断の評価と改革を行うため、議会改革検討協議会を設置することができる。

- (2 議会改革検討協議会は、市民の参加を図るものとする。)

※第2項は、市民が議会のあり方を議論することは議会の活性化につながる。議員の立場としての意見と市民の意見は違う。との意見と、議会制民主主義のルールの中での話であり、議員は選挙で選ばれ責任を持って議論している。との意見と、代議制なのだからもっと議員をふやせばよい。との意見などがあり、入れる入れないの両論併記となっている。